

## 行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	産業政策課	整理番号	1-2-2
許認可等の種類	会員による総会(総代会)招集の承認			
根拠法令条例等・条項	商工会法第42条第5項(第48条第5項、第58条第4項において準用する場合を含む)			
許認可等の概要	2以上の市町村の区域をその地区とする商工会又は商工会連合会の会員が、会長に総会(総代会)の招集請求をし、2週間以内にその手続をしないときは、知事の承認を得て総会(総代会)を招集することができる。			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令において言い尽くされているため)</p> <p>○商工会法第42条第5項</p> <p>5 第2項の規定による請求をした会員は、同項の請求をした日から2週間以内に会長が総会招集の手続をしないときは、知事の承認を得て総会を招集することができる。会長の職務を行う者が不在の場合において、会員が総会員の5分の1以上の同意を得たときも、同様とする。</p> <p>※上記の権限は、1の市町村の区域をその地区とする商工会については、市町村長が行使することとされています。</p>			
基準の制定根拠				
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	概ね20日間			
期間の制定根拠	経由期間(地域振興局):10日、処分庁:10日			